

地域の会 委員からの質問に対する回答について

令和5年10月25日
原子力規制庁

竹内委員からの質問

これまでの定例会でも、地震津波対策に関連して原子力発電所の地盤に関する問題への質問が何度か出ていました。

2015年9月18日の「第76回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合及び、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第276回審査会合」で、内田技術研究調査官から、東京電力が正式な申請書に「古安田層」という独自名称を用いていることについての指摘があり、石渡委員からも改善を求められています。

① 古安田層の定義をあいまいにしたまま、この審査会合から2年後の2017年12月、柏崎刈羽原子力発電所は新規制基準に適合しているとされました。2023年10月現在、原子力規制委員会は「古安田層」を正式名称として認めているのでしょうか。

② 8年が経過した今も「古安田層」が正式名称として認められるに十分な根拠が、東京電力から示されていないのであれば、今後どのように対応していくのでしょうか

(回答)

① について

東京電力が用いている「古安田層」という名称は、安田層下部層の一部の地層に対して、原子炉設置変更許可申請の中で仮称として用いているものであると認識しています。

② について

古安田層（仮称）という地層名称によって新規制基準への適合性が左右されるものではないことから、特段の対応を行う予定はありません。

なお、断層の活動時期を評価するに当たっては、断層による変位変形が及んでいない上載地層の堆積年代が重要です。東京電力は断層の活動性について、上載地層である古安田層（仮称）との関係を直接確認した調査を含む各種調査を踏まえ、断層の性状及び上載地層の年代に着目し

た手法等により検討した結果、いずれも阿多鳥浜テフラ（約 24 万年前）を挟在する層準より下位の古安田層（仮称）に変位・変形を与えていないことから、将来活動する可能性のある断層等ではないと評価していることを確認しています。

須田委員からの質問

原子力発電所の番人として日々取り組んでいただきありがとうございます。しかしながら、改善点指導體制の強化にも力を入れることでより早期の改善につながるのではないのでしょうか？

（回答）

原子力安全の一義的責任は事業者が有するのであり、その意味において、発電所が抱えている問題や様々なトラブル等の事案については、まず事業者自らが対応することが必要です。このため、事業者は、安全活動の中で、原子力安全上の影響がないものや軽微なものも含め、その重要性を評価し、これに応じた改善を図っています。規制当局としては、こうした事業者の改善活動が有効に機能しているか確認しています。

原子力規制事務所では、日々の検査や巡視を通じて、原子力安全上の懸念などで気づいた点は、事業者に問いかけその後の対応をフォローするなど事業者が適切に安全活動を行っているかチェックしています。